

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和6年6月14日

## 主要目次

告示	生活保護法等に基づく指定施術者の指定(四件)	一
告示	道路区域の変更	三
告示	地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく徴収事務の委託	三
公告	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	三
公告	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十八件)	四
公告	宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	三
公告	監査委員公告	一
公告	監査結果の公表	一
公告	特定調達公告	一
公告	入札公告	三

## 告示

### 千葉県告示第三百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和六年六月十四日

千葉県知事

熊谷 俊人

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
市原正雄	福祿寿整骨院	山武市成東一五六の一	令和五年三月三十日
荒川久美子	あらかわ接骨院	市川市菅野四の一八の二七	令和五年四月一日
荒川浩司	あらかわ接骨院	市川市菅野四の一八の二七	〃
大澤佳那	あさひる整骨院	東京都江戸川区西葛西三の〃	〃

大堀剛史	のぞみ整骨院	東京都江東区南砂三の五の六の一三	〃
平山絢也	運河さくら整骨院	流山市東深井四二一の三	〃

### 千葉県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和六年六月十四日

千葉県知事

熊谷 俊人

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
箕輪政悦	箕輪接骨院	市原市西広六の一の二七	令和五年四月一日
古川真一	訪問鍼灸マッサージケイローウ佐倉ステーション	佐倉市本町一一の一	令和五年四月二十八日
野村紀彰	and鍼灸院ひばりヶ丘	東京都西東京市ひばりが丘北四の八の二七	令和五年五月一日
西広玲華	フレアス在宅マッサージ千葉事業所	松戸市高塚新田一五五の三五	〃
林佑樹	訪問マッサージENKISUN春日部	埼玉県春日部市緑町六の一の一二	〃
高橋未来	千葉南はり・きゆう・マッサージ治療院	千葉県緑区高田町四〇二の九	〃
木村正人	鍼灸愛の手治療院	柏市南柏二の七の九	〃
中村美穂	やわらぎ便はりきゆうマッサージ船橋院	船橋市三咲二の一の二三	〃

児玉豊一	からだ元気治療院 草加北支店	埼玉県草加市新栄二の二六 の三	〃
児玉伸子	株式会社ボンズ シップ	東京都江東区東陽三の一〇 の四	〃
堤加奈代	フレアス在宅マッ サージ四街道施術 所	四街道市めいわの一の九	〃
大草久幸	株式会社東京在宅 サービス	東京都新宿区新宿一の五の 四	〃
斉藤樹	北千住中央整骨院	東京都足立区千住三の四八	〃
谷嶋辰夫	けあ・楽鍼灸マッ サージ院	白井市平塚一、七二九	〃
松原誠	松原訪問マッサー ジ	山武市大木六九九の一九	〃

千葉県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和六年六月十四日

千葉県知事

熊谷 俊人

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
原田路大	オリーブマッサー ジ治療院	東京都世田谷区新町三の二 〇の一	令和五年五月一日
大門渚	ハートフル鍼灸 マッサージ院松戸	松戸市六実六の二一の七	令和五年五月十一日
斎藤栄治	訪問マッサージこ ころ金町治療院	東京都葛飾区東金町一の三 六	令和五年六月一日
講元一行	からだ元気治療院 茂原店	茂原市高師四九四の一	〃
坂東裕一郎	訪問マッサージス	八千代市大和田新田四八九	〃

桃木隼介	テーショングンギ 金町接骨院	東京都葛飾区金町四の二三 の一〇	〃
山田桂子	ボンズシップ訪問 マッサージ	東京都江東区東陽三の一〇 の四	〃
小平勇太	小平勇太 鍼灸マッサージ処	いすみ市岬町三門七二の七 習志野市本大久保四の一〇 の三	〃
泉雄士朗	いずみ屋	〃	〃

千葉県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和六年六月十四日

千葉県知事

熊谷 俊人

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
岡田拓也	岡田拓也 からだ元気治療院 市川店	市川市湊新田一の二一の二 市川市南八幡一の四の四	令和五年七月一日
山本由佳	市川店	市川市南八幡一の四の四	〃
翁長律	はり灸風凜	松戸市下矢切一二三の八	〃
西原大貴	からだ元気治療院 市川店	市川市南八幡一の四の四	〃
三平雄一	ウイズ鍼灸治療院 台東院	東京都台東区千束二の三四 の六	〃
森本亜矢子	はり灸風凜	松戸市下矢切一二三の八	〃
柏木朋子	訪問マッサージK E i R O W 新柏ス テーション	柏市増尾台一の〇の九	〃
小島和巳	ヒーリングプラス 鍼灸マッサージ院	柏市南柏一の二の七	〃

西田加代	訪問マッサージリリーフ	船橋市習志野台三の六の四	〃
長江明典	在宅マッサージ株式会社アメニティサービス鍼灸マッサージ治療院	千葉市中央区南町二の一七の九	〃

千葉県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年六月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 正気茂原線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
長生郡白子町 関字西堤七、 一一〇番二地 先から茂原市 千町字桃園 二、一一二番 一地先まで	前 後	七・六八メートルから 一九・四二メートルまで 七・六八メートルから 三六・五九メートルまで	四六二・九三メートル 四九六・一七メートル

千葉県告示第三百四十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、パーキング・チケット発給手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所 在 地	委 託 期 間
株式会社セノ千葉支社	千葉市中央区新町一番地	令和六年四月一日から令和

支社長 山下正喜

一四パークアクシス千葉  
新町三階

七年九月三十日まで

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クリエイトS・D佐倉石川店  
佐倉市城字熊野谷津七八四番六六ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦  
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二  
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦  
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和七年一月三十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、四一二平方メートル
- 5 駐車場の収容台数  
四七台
- 6 駐輪場の収容台数  
四一台
- 7 荷さばき施設の面積  
二七平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量  
八立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時まで

11 駐車場の自動車の出入口の数  
一か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日  
令和六年五月二十九日

三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス三崎店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

3 変更前の大規模小売店舗の名称  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

4 変更後の大規模小売店舗の名称  
ドラッグコスモス三崎町店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

9 変更年月日  
令和五年九月一日

二 届出年月日  
令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市観光商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス長須賀店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
木更津市長須賀字池ノ下二、三一二番ほか

3 変更前の大規模小売店舗の名称  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

4 変更後の大規模小売店舗の名称  
ドラッグコスモス長須賀店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 ドラッグコスモス松戸六高台店</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス六高台店 松戸市六高台一丁目五八番一ほか</p> <p>一 届出の概要</p>	<p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号</p> <p>9 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済産業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年六月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 ドラッグコスモス六高台店</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号</p> <p>9 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年六月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)ドラッグコスモス桜の里店</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス野田さくらの里店 野田市桜の里二丁目五番七ほか</p> <p>一 届出の概要</p>	<p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 ドラッグコスモス六高台店</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号</p> <p>9 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年六月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 ドラッグコスモス六高台店</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号</p> <p>9 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年六月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>

<p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか</p> <p>イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠ほか</p>	<p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠ほか</p> <p>野田市七光台四番地二ほか</p> <p>イオンタウン野田七光台</p>	<p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階</p>
<p>1 届出の概要</p> <p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>イオンタウン野田七光台</p> <p>野田市七光台四番地二ほか</p>	<p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠ほか</p> <p>変更年月日</p> <p>令和五年四月一日</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年六月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>ドラッグコスモス柳沢店</p> <p>野田市柳沢新田字畔ヶ谷二四番四ほか</p> <p>大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一</p> <p>変更前の大規模小売店舗の名称</p> <p>(仮称)コスモス野田柳沢店</p> <p>変更後の大規模小売店舗の名称</p> <p>ドラッグコスモス柳沢店</p> <p>変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階</p> <p>変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一</p> <p>変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p>
<p>9 変更年月日</p> <p>令和五年九月一日</p> <p>届出年月日</p> <p>令和五年十二月二十一日</p> <p>縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>	<p>3 縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課</p>
<p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階</p>	<p>2 届出年月日</p> <p>令和六年一月九日</p>
<p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一</p>	<p>1 届出の概要</p> <p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>ドラッグコスモス柳沢店</p> <p>野田市柳沢新田字畔ヶ谷二四番四ほか</p> <p>大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一</p> <p>変更前の大規模小売店舗の名称</p> <p>(仮称)コスモス野田柳沢店</p> <p>変更後の大規模小売店舗の名称</p> <p>ドラッグコスモス柳沢店</p> <p>変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階</p> <p>変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一</p> <p>変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p>
<p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一第一福岡ビルS館四階</p>	<p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇番一</p>
<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称</p> <p>ドラッグコスモス野田さくらの里店</p>	<p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p>

8 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階  
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

9 変更年月日

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモスニューカリが丘店

佐倉市西ニューカリが丘四丁目一四番八ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)コスモスニューカリが丘店

変更後の大規模小売店舗の名称

ドラッグコスモスニューカリが丘店

4 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

5 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

6 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階  
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

9 変更年月日

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス東金田間店

東金市田間字末無九一番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)ドラッグコスモス東金田間店

変更後の大規模小売店舗の名称

ドラッグコスモス東金田間店

4 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

5 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

6 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

<p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階</p> <p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号</p> <p>9 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年六月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス旭西店 旭市二字北仙台三、二五〇番ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階</p>	<p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号</p> <p>7 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び旭市商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年六月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス南柏店 柏市豊四季字弁天谷四九二番四ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)ドラッグコスモス南柏店</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 ドラッグコスモス南柏店</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号</p> <p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭</p>
---	--



8 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階  
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

9 変更年月日

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月十四日

千葉県知事

熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス姉崎店

市原市姉崎字高田八〇四番三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

7 変更年月日  
 令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月十四日

千葉県知事

熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス流山店

流山市流山九丁目八〇〇番二一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)コスモス流山店

変更後の大規模小売店舗の名称

ドラッグコスモス流山店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一  
 9 変更年月日  
 令和五年九月一日

二 届出年月日  
 令和五年十二月二十一日  
 三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス大和田新田店  
 八千代市大和田新田字新木戸前九四番六ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称  
 (仮称)コスモス大和田新田店
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称  
 ドラッグコスモス大和田新田店
- 5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 第一福岡ビルS館四階
- 6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一  
 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 第一福岡ビルS館四階
- 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 第一福岡ビルS館四階

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一  
 9 変更年月日  
 令和五年九月一日

二 届出年月日  
 令和五年十二月二十一日  
 三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス四街道店  
 四街道市栗山字細野一、〇五二番四二八ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称  
 (仮称)ドラッグコスモス四街道店
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称  
 ドラッグコスモス四街道店
- 5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 第一福岡ビルS館四階
- 6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一  
 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
- 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

8 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階  
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号  
 変更年月日  
 令和五年九月一日

二 届出年月日  
 令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び四街道市環境経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス八街店

八街市八街字北富士見ほ七三六番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗の名称  
 (仮称)コスモス八街店

変更後の大規模小売店舗の名称  
 ドラッグコスモス八街店

4 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

5 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

6 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

8 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階  
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号  
 変更年月日  
 令和五年九月一日

二 届出年月日  
 令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス西の原店

印西市西の原五丁目一三番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢純造

岡山県岡山市北区野田二丁目四番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗の名称  
 (仮称)コスモス印西西の原店

変更後の大規模小売店舗の名称  
 ドラッグコスモス西の原店

4 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

5 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

6 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

9 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

10 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

7 変更年月日  
令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス八日市場店

匝瑳市八日市場口字二ノ切九〇番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

7 変更年月日

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び匝瑳市商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和六年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス横芝店

山武郡横芝光町栗山字稔台四、四六二番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗の名称

ドラッグコスモス横芝店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

ドラッグコスモス横芝店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号第一福岡ビルS館四階

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

<p>9 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月二十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡横芝光町産業課</p> <p>宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できない旨の公告 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。 令和六年六月十四日</p> <p>一 商号 有限会社ベイラインエステート 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>二 事務所の所在地 市原市五井中央東二丁目一三番地一〇</p> <p>三 代表者の氏名 木寺博一</p> <p>四 免許番号 千葉県知事（七）第一二五三五号</p> <p>五 免許年月日 令和四年七月二十日</p>	<p>監査委員公告</p> <p>監査結果の公表 令和六年一月一日から同年四月三十日まで、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第七項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。 令和六年六月十四日</p> <table border="1"> <tr> <td>千葉県監査委員</td> <td>小 倉 明</td> </tr> <tr> <td>千葉県監査委員</td> <td>川 口 明 浩</td> </tr> <tr> <td>千葉県監査委員</td> <td>関 政 幸 憲</td> </tr> <tr> <td>千葉県監査委員</td> <td>岩 井 泰 憲</td> </tr> </table>	千葉県監査委員	小 倉 明	千葉県監査委員	川 口 明 浩	千葉県監査委員	関 政 幸 憲	千葉県監査委員	岩 井 泰 憲	<p>特 定 調 達 公 告</p> <p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和6年6月14日 千葉県企業局長 三 神 彰</p>	<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 水道料金等預金口座振替取りまとめ業務委託 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) (1) から(5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県企業局管理 262-8512 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/">https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年6月14日から28日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年7月25日午後5時</p>
千葉県監査委員	小 倉 明										
千葉県監査委員	川 口 明 浩										
千葉県監査委員	関 政 幸 憲										
千葉県監査委員	岩 井 泰 憲										

<p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年7月25日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年7月26日午前9時 千葉県企業局入札室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする必要がある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p>	<p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年6月28日午後5時</p> <p>イ 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年6月28日午後5時</p> <p>イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であつて、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Commission to manage deposit account transfer of water bill (1set)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 25 July, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8559</p>
---	--